

資料 2 - 2

大阪市障がい者基幹相談支援センター平成 26 年度事業計画

大阪市における新たな障がい者相談支援体制として、各行政区域を基盤に、身体・知的・精神障がい者に難病者も加え、一元的に相談支援する区障がい者相談支援センター（以下、「区センター」という。）が各区 1 カ所に事業委託されて 3 年目、節目の年を迎えたといえます。

障がいのある方が地域で安心して暮らし、その人らしい生活を実現できるよう、複雑・多様化する障がいのある方のニーズに的確に対応し、各種の情報の提供やサービス利用支援をはじめ、地域のネットワークや資源の開発など多様な役割が区センターに求められています。

障がい者基幹相談支援センター（以下、「基幹センター」という。）は、こうした区センターの事業が円滑に進められるように、各区センター職員の専門性と援助技術の向上を支援するための体系的・継続的研修の実施や、各区センター相互の連携、相互支援が図れるよう定期的に区センター連絡会の開催に努めるなど、区センターの後方支援の役割を果たし、大阪市の障がい者相談支援事業総体の水準が高まるように取り組みます。

また、障がいのある方が適切に計画相談支援を受けられるよう、特定相談支援事業の基盤の確保が求められており、課題の一つである相談支援専門員の確保を図るために、相談支援従事者研修を実施することになります。

(1) 区センターの統括・後方支援

ア 区障がい者相談支援センター連絡会（情報交換会）を定例的に開催します。

- ・適宜、相談支援事業や障がい福祉施策にかかる制度・施策の情報提供を行うようにします。
- ・区センターの相談支援や自立支援協議会の取り組み状況・課題について情報交換や意見交換が密に行われるように努めます。必要に応じて、区センターをブロック化し、区センター連絡会においてブロックによる議論の場を設けていきます。
- ・先進的な区センターの取り組みに学ぶとともに、情報交換と連絡を密にし、委託事業である相談支援事業の水準の均質化・向上が図られるように努めます。
- ・情報交換は、区センターの要望に基づきテーマを設定し、事前連絡して、実りのある連絡会となるように取り組みます。

イ 区センターへの助言・援助

- ・区センターでのケース会議等にできるだけ出向いて援助するように努めます。

- ・各区センターからの相談で、基幹センター職員で対応できない困難ケースについては、適宜事例検討部会を活用し、支援方策について検討を行い、区センターの取り組みを支援します。
- ・基幹センターは社会資源の状況の把握に努め、区センターからの情報の求めに対応できるように努めます。

ウ 事例検討部会の開催と事例の蓄積

- ・事例の検討・蓄積を通じて、相談支援技術の向上と環境・資源の課題等の整理・検討を行います。
- ・事例の検討にあたっては、事例検討部会員及び必要に応じて弁護士や社会福祉士等の専門職、学識の運営委員、関連機関等の参加を得て行います。
- ・今年度は、随時事例を検討することとし、必要に応じて区センターの事例検討会等に参加します。

エ 相談支援専門員に対する研修の実施

相談支援専門員の養成が求められる一方で、新しい相談支援専門員の力量強化も求められています。区センターの取り組みと協調し、基幹センターとして、区センターのみならず、市域の指定特定・指定一般相談支援事業所の相談支援専門員を対象とした研修を実施します。開催時期、規模、方法等について、より効果的なものとなるよう工夫します。

研修の企画にあたっては研修企画部会から意見をいただき、できるだけ体系だったものとなるよう、制度・社会資源の理解と相談支援技術の向上や権利擁護を基軸とし、また社会情勢や制度の改正状況に応じた研修も企画し、実施します。

研修方法については、テーマにもよりますが、講師の意見もお伺いし、講義だけでなく、できるだけ演習を取り入れるようにします。

研修企画部会に、相談支援事業所立ち上げ支援のためのワーキンググループを設置します。

オ 市自立支援協議会への参画

- ・市自立支援協議会に、基幹センター代表が参画するとともに、事務局（福祉局障がい福祉課）を補佐し、円滑に運営が図られるように努めます。
- ・各区の地域自立支援協議会の活動を、できるだけ出向いて把握するよう努めます。
- ・各区地域自立支援協議会の活動状況等を適宜把握し、市自立支援協議会に報告します。

(2) 障がい者理解に向けての普及・啓発事業

ア 障がい者虐待防止啓発講演会の開催

- ・障がい者虐待の防止に向けて、市民啓発・理解の普及が図られるよう、虐待防止法が施行された10月前後に講演会を開催します。

開催にあたっては、福祉局地域福祉課や大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会、各区の障がい者虐待防止連絡会等との協働した取り組みとして、大阪市における障がい者虐待の実際やその防止に向けた課題が明らかとなる企画とします。

イ 障がい者理解に向けた市民啓発講座の開催

- ・障がい者理解を深めるための講座を、引き続き開催します。
- ・障がい者をとりまく様々な課題や取り組みをテーマに企画します。
- ・開催にあたっては、講師依頼や広報・周知等、関係機関と連携して取り組みます。区政だより等への掲載やチラシの配布、ポスターの掲示、新聞5大紙への掲載依頼等も引き続き工夫します。また、開催日は、市民の方の参加を考慮し、土曜日の開催に努めます。

(3) ピアカウンセラーの養成、登録・紹介

ア ピアカウンセラーの養成＜ピアカウンセリング講座の開催＞

平成25年度のピアカウンセリング講座には多くの申込者があり、その後の開催を希望される声が多かったことから引き続き開催します。

ピアカウンセリングの原点である傾聴等を中心とした入門的な内容とし、初心者には入門として、経験者には基本の再確認として、初心者・経験者を問わずに参加できる講座として開催します。

一方、障がい当事者だけでなく、支援者や家族などもピアカウンセリングとは何か、なぜピアカウンセリングが求められるのかなど関心をもっておられます。こうした現状を踏まえ、ピアカウンセリングを体験できるワークショップなどを開催します。ピアカウンセリングの必要性の説明、セッションの体験等を通して、ピアカウンセリングの重要性を参加者に実感してもらい、ピアカウンセリング講座の参加やピアカウンセリングの活用につなげていきます。

イ ピアカウンセラー登録・紹介

ピアカウンセラーの登録・紹介を引き続き実施します。しかし、利用数が少なかったことを踏まえ、区センターのピアカウンセラー紹介のニーズや、活用の際の課題等を聞き取るなどして、ピアカウンセリングが行えるような支援に努めます。

(4) 障がい者施設からの地域移行支援におけるコーディネート機能の発揮

ア 施設・指定一般相談支援事業所との調整

- ・施設入所者の地域移行希望に沿うよう調整します。
- ・居住希望地域を対象区域とする区センターの協力を得て、指定特定・指定一般相談支援事業所につながります。

イ 区保健福祉センターとの連携・調整

- ・地域移行を希望するケースについて、希望する区保健福祉センターに受け入れのための調整を行います。
- ・地域移行希望者と特定・一般相談支援事業所との調整ができるまで、各区の保健福祉センターと連携・調整を図り、地域移行を推進します。

ウ 施設入所者・入所施設職員等に対する地域移行の啓発

- ・地域移行啓発パンフの配布及び活用に努めます。
- ・施設入所者や施設職員等が、地域生活や地域移行の実際を、経験者や支援者から学ぶ機会を施設の協力のもとに設定し、理解の推進に努めます。

エ 障がい者入所施設利用調整の枠組みの検討

施設入所支援が真に必要な人への支援となるよう、大阪府や他都市での取り組みも参考にして、福祉局障がい支援課と連携し、障がい者入所施設利用調整の枠組みを検討します。

(5) 関係機関との連携・調整

引続き、関係機関に事例検討部会・各種検討会等への参加を要請するとともに、基幹センターが関係機関への取り組みに参加するなど、連携・調整に努めます。

(行政機関) 心身障がい者リハビリテーションセンター

こころの健康センター

保健所

こども相談センター 等

(関係機関) 発達障がい者支援センター

就業・生活支援センター 等

(その他) 労働関係、教育関係 等各機関

(6) 調査研究機能

国の障がい者支援施策の動向、全国の先進的な取り組み等の把握に努め、機敏に基幹センターホームページを通して情報を提供します。また業務に有効な関連機関のホームページについてリンクを貼るなど、情報アクセスの便を図ります。

(7) 社会資源の把握と情報発信・提供

ア 障がい福祉サービス事業所情報について、詳細な利用にかかる情報の収集と提供に努めます。とりわけGHや短期入所の事業所の空き情報等の把握に努め、区センターからの照会に対応できるように努めます。

イ 指定特定相談支援事業所における計画相談支援の実施状況について適宜調査を実施し、計画相談支援の利用者を円滑に支援できるよう、区保健福祉センター及び区センターに結果を報告します。

(8) 運営委員会の開催

引き続き、各区センターで中心的な役割を担い、法人から推薦のあった方24名、9ヶ所の地域活動支援センターの代表1名及び学識経験者等で構成する運営委員会を設置し、基幹センターの事業運営が効果的・効率的に実施できるよう、事業の取組みの評価や課題及び事業計画の策定に向けたご意見・助言をいただくこととします。

また、運営委員会には事例検討部会及び研修企画部会を設け、適宜開催します。

(9) 相談支援従事者研修の実施

相談支援従事者研修事業所としての指定を受け、初任者研修及び現任研修を実施します。